



開設日 3月26日(土)
4月2日(土)
開設時間 9時～15時
場所 市役所1階 市民課

転入・転出・転居に伴う臨時窓口を開設します

※受け付けるのは市民課で扱う業務のみ

廿日市市役所では、転入・転出・転居が集中する3月下旬および4月上旬の土曜日に次のとおり臨時窓口を開設しますので、利用してください。
※他機関への問い合わせや確認が必要な業務は、手続きができない場合があります。内容によっては再度来庁が必要な場合もあるため、詳しくは平日に電話などで問い合わせてください

開設する窓口業務（次の業務以外は、市役所開庁のため行っていません）

主な取り扱い業務	問い合わせ
住所異動など ●転入、転出、転居、印鑑登録などの受け付け ※海外からの転入、個人番号カード・住基カードを利用したの転入、電子証明書に関する業務は取り扱いできません ※個人番号カードの交付は行っていません ●住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書などの発行 ※広域交付の住民票は除く ●一般旅券の交付	市民課 ☎9134 ☎9135

住民異動に関する主な手続き案内

届出	転入届 廿日市市に引越してきたとき	転出届 他の市区町村へ引越してきたとき	転居届 廿日市内で引越したとき	世帯変更届 世帯主や世帯構成が変わったとき
届出期間	転入した日から14日以内	転出の前	転居した日から14日以内	変更があった日から14日以内
届ける人	原則として本人か世帯主（本人か世帯主以外からの届出には、委任状が必要） ※届け出人の本人確認ができるもの（免許証・保険証・住民基本台帳カードなど）を提示してください			
手続きに必要なもの (該当するもののみ)	前住所の市区町村が発行した転出証明書、在留カード、特別永住者証明書、通知カード、印鑑	印鑑登録証（市民カード）、印鑑 ※海外へ転出する場合は通知カードも必要	在留カード、特別永住者証明書、通知カード、印鑑	印鑑

※戸籍に関する届け出、埋火葬許可・火葬場使用許可の業務は時間外窓口（防災センター）で受け付けます
※住所変更前に戸籍の届け出をした人は、受理証明書などが必要な場合があります
※印鑑は、朱肉用の印鑑を持参してください（ゴム製不可）

市税などの納付は口座振替が便利です

問い合わせ
税制収納課 ☎9110

市では、税金・料金の口座振替を推進しています。

口座振替を利用すると、納期ごとに金融機関などに出向く必要がなく、納め忘れありません。

●口座振替を利用できる市税など

- ・市県民税（普通徴収）
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税（普通徴収）
- ・介護保険料（普通徴収）
- ・後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- ・保育料・延長保育料
- ・市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料
- ・留守家庭児童会利用料
- ・社会福祉施設入所者負担金

●口座振替取扱金融機関

佐伯中央農業協同組合、広島銀行、山口銀行、もみじ銀行、広島信用金

庫、広島市信用組合、広島県信用組合、広島県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行、中国労働金庫

●申し込み方法

口座振替依頼書

口座振替依頼書に必要事項を記入、押印し、金融機関または市役所1階税制収納課・各支所税務担当に提出してください。

口座振替依頼書は、市役所税制収納課、各支所税務担当、市内各金融機関に用意しています。また、口座振替依頼書の郵送を希望する人は、市役所税制収納課まで連絡してください。

※振り替えを希望する納期限日の前月15日（納期限日が土・日・祝・休日で翌月に繰り越した場合は、前々月の15日）までに申し込んでください

ペイジー口座振替受け付けサービス

ペイジー口座振替受け付けサービスを開始しました。

市役所税制収納課に設置している専用端末にキャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力するだけで市税などの口座振替の申し込みができます。

届け出印の押印が不要になるだけでなく、振り替え開始までの期間が短縮できます。

※振り替えを希望する納期限日の2週間前までに申し込んでください

持参物 キャッシュカード（暗証番号が必要。また、サービスの利用は次の金融機関に限りです）

利用可能金融機関 広島銀行、もみじ銀行、広島信用金庫、ゆうちょ銀行

受付場所 市役所1階税制収納課

ごみインフォメーション

廃棄物処理やごみ分別などに関するお知らせをシリーズで伝えます。

問い合わせ
廃棄物対策課
☎91333

「ごみ処理有料化のあり方について」答申を受けました

平成27年12月22日に市廃棄物減量等推進審議会から「ごみ処理有料化のあり方について」答申を受けました。

平成26年6月に市長から審議会に諮問し、ごみ処理に関する市民意向調査（平成25年9月実施）、全国のごみ処理有料化先行自治体アンケート調査（平成26年8月実施）の結果を踏まえ、有料化の目的・効果、料体系、手数料の用途などに関する審議を重ねた結果、適切な制度設計により導入した場合には、ごみ排出抑制や資源化促進効果が期待できるため、実施することが望ましいとの答申となりました。

答申の付帯意見として次の5点がありました。

- ① 市民と一緒に考え対話すること、より一層ごみ排出抑制や資源化促進できる取り組みを
- ② 低所得世帯に配慮した手数料の負担とすること
- ③ 手数料の収入の用途は公表し、高齢者や障がい者に配慮したサービスを充実すること
- ④ 不法投棄や不適正排出の実態把握に努め、積極的に対処すること
- ⑤ 審議過程の各委員の意見を十分参考にし、早期の導入を目指すこと

この答申を受けて、家庭系ごみ処理の有料化に関する基本的な考え方をまとめていきます。

答申は、廃棄物対策課、各支所環境産業担当グループ、市ホームページで確認できます。

審議結果の概要

ごみ処理有料化導入の目的	①排出者負担のバランスが保てるごみ処理費用負担の公平性確保 ②コスト意識を持ったごみ減量化や資源化の取組促進 ③ごみの減量による処理・処分経費の削減		
徴収方法	指定袋制※1		
料体系	単純従量制（排出量単純比例型）		
料金水準	ごみ種類	燃やせるごみ	埋立ごみ 小型及び複雑ごみ
	有害ごみ 資源ごみ		
指定袋販売額 (45ℓ相当)	1枚 40～50円	1枚 40～50円	1枚 20～25円
世帯当たりの負担額※2	1カ月 208～291円	1カ月 23～32円	1カ月 16～32円
手数料の減額免除	生活保護受給者、紙おむつ使用者、ボランティア清掃など		
他施策との併用	ふれあい収集、剪定（せんてい）枝資源化、地域単位での啓発の促進		

※1 資源ごみの紙類は、シール制も検討すべきとしています
※2 有料化を導入した場合の増加額。指定袋販売額から指定袋製造額（1枚15円）を引き、月当たりの世帯の指定袋使用枚数（推計）を掛けた額です

ごみの相談窓口

問い合わせ
廃棄物対策課
☎91333

ごみの相談窓口を開設します。ごみに関するいろいろなことを相談できる窓口です。

とき 3月26日(土)、4月2日(土) 9時～15時
ところ 市役所1階市民ロビー

相談内容(例)

- ごみの出し方のごみ
- 大掃除でごみがたくさん出たけれど、どこに出したらいいのか
- 小型及び複雑ごみはどのようにごみか
- 不法投棄のこと

中央市民センター

問い合わせ
地域政策課
☎91338

新中央市民センターへの移転・開館準備作業を行うため、窓口業務を3月24日(木)～4月3日(日)の間休止します。4月2日(土)にオープニングイベントを行い、4月4日(月)から新中央市民センターの一般利用が可能ですが、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

防災行政無線のテレホンサービス

問い合わせ
危機管理課
☎9102

廿日市・大野地域の防災行政無線放送の内容を聞くことができるテレホンサービスを、フリーダイヤル（通話料無料）にしました。

放送内容が聞き取りにくい場合などに、ぜひご利用してください。

☎0120(154)201